地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部) 御中 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

令和2年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について

下記の通知について、それぞれ別添1から別添6までのとおり訂正しますので、 その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

- ・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和2年3月5日保医発0305第1号) (別添1)
- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」 (令和2年3月5日保医発0305第2号) (別添2)
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」 (令和2年3月5日保医発0305第3号) (別添3)
- ・「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」 (令和2年3月5日保医発0305第4号) (別添4)
- ・「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について」

(令和2年3月5日保医発0305第5号) (別添5)

・「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」 (令和2年3月5日保医発0327第1号) (別添6)

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について (令和2年3月5日保医発0305第1号)

別添1

医科診療報酬点数表に関する事項

第2章 特揭診療料

第3節 薬剤料

C 2 0 0 薬剤

- (1)(略)
- (2) 上記の注射薬の投与日数は、以下のとおりである。

ア (略)

- イ 14日分を限度に投与することができるもの
 - (イ) 新医薬品(医薬品医療機器法第 14 条の 4 第 1 項第一号に規定する新医薬品をいう。)であって、使用薬剤の薬価(薬価基準)への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して 1 年を経過していない注射薬
 - (ロ) 複方オキシコドン製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤

ウ (略)

(3)~(6) (略)

第3部 検査

第1節 検体検査料

第2款 検体検査判断料

第3節 生体検査料

- D313 大腸内視鏡検査
 - (1)~ (2) (略)
 - (3) 同一の患者につき、「1」のファイバースコピーによるものと「2」のカプセル型内視鏡によるものを併せて2回以上行った場合には、主たるもののみ算定する。ただし、(2)の4アに掲げる場合は、併せて2回に限り算定する。
 - (4)~ (5) (略)

入院基本料等加算の施設基準等

第 20 医療安全対策加算

- 1 医療安全対策加算1に関する施設基準
 - (1) 医療安全管理体制に関する基準
 - ア 当該保険医療機関内に、医療安全対策に係る適切な研修を修了した専従の看護師、薬剤師その他の医療有資格者が医療安全管理者として配置されていること。なお、ここでいう適切な研修とは、次に掲げる全ての事項に該当するものをいう。また、既に受講している研修がこれらの事項を満たしていない場合には、不足する事項を補足する研修を追加受講することで差し支えない。

(イ)~ (ロ) (略)

(ハ) 講義又は具体例に基づく演習等により、医療安全の基礎的基本的知識、安全管理体制の構築、医療安全についての職員に対する研修の企画・運営、医療安全に資する情報収集と分析、対策立案、フィードバック、評価、医療事故発生時の対応、安全文化の醸成等について研修するものであること。

イ~カ (略)

(2)~ (3) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

第26の5 入退院支援加算

- 1 入退院支援加算1に関する施設基準
- 6 入院時支援加算に関する施設基準
 - (1) 入退院支援加算1又は2を届け出ている場合にあっては1の(2)で、入退院支援加算3を届け出ている場合にあっては3の(2)で求める人員に加え、入院前支援を行う者として、当該入退院支援部門に、入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する専従の看護師が1名以上又は入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する専任の看護師及び専任の社会福祉士がそれぞれ1名以上配置されていること。なお、当該入院前支援を行う専従の看護師については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が22時間以上の勤務を行っている専従の非常勤看護師(入退院支援及び地域連携業務に関する十分な経験を有する看護師に限る。)を2名以上組み合わせることにより、常勤看護師と同じ時間帯にこれらの非常勤看護師が配置されている場合には、当該基準を満たしているとみなすことができる。ただし、許可病床数が200床未満の保険医療機関にあっては、入退院支援に関する十分な経験を有する専任の看護師が1名以上配置されていること。当該専任の看護師が、入退院支援加算1又は2を届け出ている場合にあっては1の(2)で、入退院支援加算3を届け出ている場合にあっては3の(2)で求める事従又は専任の看護師を兼ねることは差し支えない。
 - (2)(略)

特定入院料の施設基準等

第4 脳卒中ケアユニット入院医療管理料

- 1 脳卒中ケアユニット入院医療管理料に関する施設基準
 - (1)~ (8) (略)
 - (9) 当該入院料を算定するものとして届け出ている治療室に、直近3月において入院している全ての患者の状態を、別添6の別紙7の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 I 又はIIを用いて測定し評価すること。ただし、産科患者、15歳未満の小児患者、短期滞在手術等基本料を算定する患者及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当する患者に対して短期滞在手術等基本料2又は3の対象となる手術、検査又は放射線治療を行った場合(基本診療料の施設基準等第十の三(3)及び四に係る要件以外の短期滞在手術等基本料2又は3に係る要件を満たす場合に限る。)は対象から除外する。また、重症度、医療・看護必要度 II の評価に当たっては、歯科の入院患者(同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。)は、対象から除外する。一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 I 又はII のいずれを用いて評価を行うかは、入院料等の届出時に併せて届け出ること。なお、評価方法のみの変更を行う場合については、別添7の様式10を用いて届け出る必要があること。ただし、評価方法のみの変更による新たな評価方法への切り替えは切替月のみとし、切替月の10日までに届け出ること。
 - (10) (略)
- 2 (略)

第17 精神療養病棟入院料

- 1 精神療養病棟入院料の施設基準等
- (1)~ (3) (略)
- (4) <u>当該病棟に</u>医療法施行規則第19条第1項第1号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること(当該病棟において、1日に看護を行う看護職員の数が、常時、当該病棟の入院患者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である場合は除く。)。
- (5)~ (17) (略)

第20 特定一般病棟入院料

- 1 特定一般病棟入院料の施設基準等
 - (1)~ (3) (略)
 - (4) 一般病棟看護必要度評価加算の施設基準

注5に掲げる一般病棟看護必要度評価加算を算定する病棟は、当該加算を算定するものとして届け出た病棟に、直近3月について入院している全ての患者の状態を、別添6の別紙7の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票のI又はIIを用いて継続的に測定し、その結果に基づいて評価を行っていること。ただし、産科患者、15歳未満の小児患者、短期滞在手術等基本料を算定する患者及び基本診療料の施設基準等の別表第二の二十三に該当

する患者に対して短期滞在手術等基本料2又は3の対象となる手術、検査又は放射線治療を行った場合(基本診療料の施設基準等第十の三(3)及び四に係る要件以外の短期滞在手術等基本料に係る要件を満たす場合に限る。)は対象から除外する。また、重症度、医療・看護必要度IIの評価に当たっては、歯科の入院患者(同一入院中に医科の診療も行う期間については除く。)は、対象から除外する。なお、重症度、医療・看護必要度I又はIIに係る評価票の記入(別添6の別紙7の別表1に掲げる「一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A・C項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」を用いて評価を行う項目は除く。)は、院内研修を受けたものが行うものであること。一般病棟用の重症度、医療・看護必要度I又はIIのいずれを用いて評価を行うかは、入院料等の届出時に併せて届け出ること。なお、評価方法のみの変更を行う場合については、別添7の様式10を用いて届け出る必要があること。ただし、評価方法のみの変更による新たな評価方法への切り替えは切替月のみとし、切替月の10日までに届け出ること。

(5)~ (8) (略)

2 (略)

別紙7 別表1

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度A・C項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧

重症度、医療・看護必要度の項目	レセプト電算処理システム用コード	診療行為名称
A 7 専門的な治療・処置(⑥ 免疫抑制剤の管理 注射剤のみ)	(略)	
	642450171642450117	注射用プレドニゾロンコハク酸エステルナトリウム
	(略)	
A 7 専門的な治療・処置 (⑦ 昇圧剤の使用 注射剤のみ)	(略)	
	620246104	ドパミン塩酸塩点適静注液 2 0 0 m g キット「ファイザー」
	620246305	ドパミン塩酸塩点滴静注液200mgバッグ「武田テバ」
	620246404	ドパミン塩酸塩点適静注液600mgキット「ファイザー」
	620246605	ドパミン塩酸塩点滴静注液600mgバッグ「武田テバ」
	620247903	ドブタミン点滴静注液200mgキット「ファイザー」
	620248003	ドブタミン点滴静注液600mgキット「ファイザー」
C 20 胸腔鏡・腹腔鏡の手術 (5 日間)	(略)	
	150403610	報告報子ルに別期的無理性報塞手指(全権、規管等利用異路変更なし) 複告報子上の開助映影性様態手術(全権、自動等利用異路変更あり) 複合報子上の開助映影性様態手術(全権、代用研修利用異路変更あり) 現会報子上の開助映影性様態手術(全権、代用研修利用展路変更あり) 現会報子との開発影性機能手術(全権、(機等を利用して展路変更を行かないもの)) 報告報子と原記性機能手術(全権、(機等を利用して展路変更を行かないもの))
	150403710	<u>腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術(全摘、回腸等利用尿路変更あり)</u>
	150403810	腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術(全摘、代用膀胱利用尿路変更あり)
	150403310	<u> 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(全摘(腸管等を利用して尿路変更を行わないもの))</u>
	150403410	<u>腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(全悔(回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの))</u>
	150403510	<u>腹腔鏡ト膀胱悪性腫瘍手衛 (全機 (代用膀胱を利用して尿路変更を行うもの))</u>
	150407510	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(全摘(腸管等を利用して尿路変更を行わないもの))(内視鏡手術用支援機器を用いて行った場合)
	150407610	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(全摘(回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの))(内視鏡手術用支援機器を用いて行った場合)
	150407710	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(全摘(代用膀胱を利用して尿路変更を行うもの))(内視鏡手術用支援機器を用いて行った場合)
C 24 別に定める手術 (6 日間)	(略)	
	150404210	

一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票 評価の手引き

<一般病棟用の重症度、医療・看護必要度 I >

アセスメント共通事項

8. 評価の根拠

評価は、観察と記録に基づいて行い、推測は行わないこと。当日の実施記録が無い場合は評価できないため、A項目では「なし」、B項目では自立度の一番高い評価とする。A項目(A7「専門的な治療・処置等」の⑤、⑩及び⑪に限る①から④まで及び⑥から⑨までを除く。)の評価においては、後日、第三者が確認を行う際に、記録から同一の評価を導く根拠となる記録を残しておく必要があるが、項目ごとの記録を残す必要はない。

記録は、媒体の如何を問わず、当該医療機関において正式に承認を得て保管されているものであること。また、原則として医師及び当該病棟の看護職員による記録が評価の対象となるが、評価項目によっては、医師及び病棟の看護職員以外の職種の記録も評価の根拠となり得るため、記録方法について院内規定を設ける等、工夫すること。

なお、B項目については、「患者の状態」が評価の根拠となることから、重複する記録を残す必要はない。

A モニタリング及び処置等

8. 救急搬送後の入院

判断に際しての留意点

救急搬送後の患者が、直接、評価対象病棟に入院した場合のみを評価の対象とし、 牧命救急病棟、ICU救命救急入院料、特定集中治療室管理料等の治療室に一旦入院した 場合は評価の対象に含めない。ただし、手術室を経由して評価対象病棟に入院した場合は評価の対象に含める。

入院当日を含めた5日間を評価の対象とする。

<一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱ>

アセスメント共涌事項

 $1. \sim 6.$ (略)

A モニタリング及び処置等

1.評価日において、各選択肢のコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合を「あり」とする。ただし、A8「緊急に入院を必要とする状態」については、入院日においてコード一覧に掲載されているコードが入力されている場合に、入院当日を含めた5日間を「あり」とする。なお、当該患者が、直接、評価対象病棟に入院した場合のみ、当該コードを評価対象とし、教命教急病棟、ICU教命教急入院料、特定集中治療室管理料等の治療室に一旦入院した場合は評価対象に含めない。ただし、手術室を経由して評価対象病棟に入院した場合は評価対象に含める。また、地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料においては、評価対象に含めない。

 $2. \sim 5.$ (略)